

スポーツ・健康の森公園の 基本構想（案）ができました！

市では、スポーツ・健康の森公園について、実行委員会や関係団体との意見交換を行い、このほど基本構想（案）を策定しました。

基本コンセプトは、

「みんなで手づくり 健康と体力を育む
スポーツ・健康の森公園」です。

（施設イメージ写真）



●施設の基本的な考え方

- 市民の健康、体力づくり、スポーツ・レクリエーション活動の総合拠点
- 乳幼児から高齢者までが気軽に活用できる施設
- 子どもたちには遊び場、高齢者には「体力を落とさない運動」の施設
- スポーツ選手には、総合体力づくりのサーキットトレーニング施設
- ランニングコースや運動会のできるグラウンド、サッカー練習場
- 市民のボランティアを募り手づくりの公園

基本構想図（案）



（施設イメージ写真）



●今後の予定

基本構想に引き続き基本計画、基本設計の策定を進めます。
施設は平成23～25年度の3カ年での完成を目指します。

- 第1期 多目的広場（芝生）、子どもげんき広場、長寿いきいき広場
- 第2期 多目的広場（ランニング走路、休憩施設、植栽）
- 第3期 クラブハウス、陸上トラック（下層部）、インフィールド、植栽
- 第4期 陸上トラック（上層部）、インフィールドの芝生、駐車場、植栽

※市民の皆様のご意見をお聞かせください。

●ボランティアの募集について（予告）

現在計画している多目的広場の芝張りや植栽を、皆さんの手で一緒に実施していただけるボランティアを募集します。
詳細が決まり次第、4月号広報や市のホームページに掲載しますので、応募よろしくお願ひします。



問合せ先 スポーツ・健康の森公園整備準備室（内線461）

『高齢者無料入浴券』・『障がい者福祉利用券』・『障がい者福祉タクシー利用券』・『のるMyCar障がい者無料乗車券』の配布

平成23年度無料入浴券（利用期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日）などを配布します。希望される方は、下記の日程によりお住まいの地区公民館などで受け取ることができます。代理の方が受け取る場合は、対象者の親族の方または地区民生委員に限ります。

なお、3月14日(月)以降は、市民交流プラザ2階（高齢介護課・福祉課）で全地区分を随時配布します。

【対象者（市内在住）】

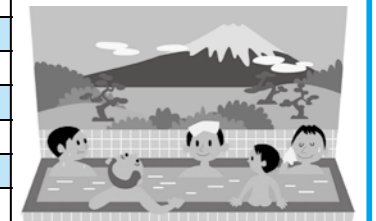
① 高齢者無料入浴券	・昭和16年12月31日以前生まれで、②障がい者福祉利用券の対象者に該当しない方
② 障がい者福祉利用券 ※	・身体障害者手帳の1～4級をお持ちの方 ※従来の無料入浴券としてご利用できるほか、市内の理・美容店で1枚400円としてご利用できます。 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
③ 障がい者福祉タクシー利用券	・身体障害者手帳の1・2級または“肢体不自由・視覚障がい”の3級をお持ちの方 ・療育手帳のAをお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの方
④ のるMyCar障がい者無料乗車券	・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、③障がい者福祉タクシー利用券の対象者に該当しない方

【配布日程】

地区	配布場所	月日	時間
浜加積地区	浜加積地区福祉センター	3月7日(月)	9:00～11:00
西地区	西地区公民館	3月7日(月)	13:30～16:00
西加積地区	西加積地区公民館	3月8日(火)	9:00～11:30
北加積地区	北加積地区公民館	3月8日(火)	13:30～15:30
中加積地区	中加積地区公民館	3月9日(水)	9:00～11:00
山加積地区	山加積地区公民館	3月9日(水)	13:30～15:00
東加積地区	東加積地区公民館	3月10日(木)	9:00～11:00
早月加積地区	早月加積地区公民館	3月10日(木)	13:30～15:30
東地区	市民交流プラザ2階	3月11日(金)	9:00～11:30

【持ってくるもの】

本人、代理人の身分が分かるもの
(保険証、障害者手帳など)



問合せ先 高齢介護課（内線764）・福祉課（内線752）

「とやまっ子子育て応援券」の有効期間が3年間に！

これまでの有効期間「2年間」が「3年間」に延長されます。

- ◆配布対象 平成20年4月1日以降に生まれた子どもを持つ家庭
- ◆応援券の金額 第1子・第2子 1万円分
第3子以降 3万円分
- ◆有効期限 対象となる子どもの誕生日から3年間
(ただし、平成20年4月1日から平成20年10月1日までに生まれた子どもについては、平成23年9月30日まで延長)



問合せ先 福祉課児童福祉担当（内線753）

おむつ等購入費の助成

在宅の重度寝たきり高齢者の方などを対象に、おむつなどを購入した費用の一部を助成します。
対象者 在宅介護を受けている方で、次の要件に該当する方

- ◆65歳以上の要介護度4または5の方
 - ◆身体障がいの程度が1級または2級の方
- 助成額 年額48,000円を限度とする購入費の9割の額
※市民税非課税世帯は年額72,000円を限度とする。

申請に必要なもの

- ①購入品と購入年月日の記載のある領収書 ※平成22年3月1日から平成23年2月28日付の領収書が対象です。
- ②振り込みを希望される金融機関の通帳
- ③介護保険被保険者証または身体障害者手帳
- ④印鑑（認印）

申請期限 3月10日(木)まで

問合せ先 高齢介護課高齢福祉担当（内線764）
福祉課社会福祉担当（内線752）